

個人情報の保護に関する監査規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人新潟県バスケットボール協会（以下、本協会という）における個人情報の取扱いに係る各規程の遵守・実施状況の監査について、規定することを目的とする。なお、この規程で使用する用語の定義は、本協会の個人情報取扱規程のものと同じである。

(監査時期)

第2条 監査の実施時期は、次のとおりとする。

- 1 年1回4月1日から。
- 2 その他必要に応じて隨時に監査を実施する。

(実施体制)

第3条 本協会の専務理事は、監査責任者を選任する。

2 監査責任者は、専務理事と相談のうえ、監査を補佐する監査人を選任することができる。

(実施計画)

第4条 監査責任者は、各年度の始めに監査の実施について年度基本計画書をとりまとめ、専務理事の承認を受け監査を実施するものとする。ただし、監査責任者が緊急に監査の必要性があると判断した場合は、当該年度基本計画書以外の範囲で監査を実施することができる。

- 2 監査責任者は、各年度始めに年度基本計画書の写しを各部門の長に配布しなければならない。

(監査通知)

第5条 監査責任者は、監査の実施の2週間以上前に被監査部門の長に対して通知しなければならない。

ただし、緊急に監査の必要性があると判断した場合は、この限りではない。

(監査実施)

第6条 監査は、基本計画書に基づき原則として、書類調査のほか現場調査により実施するものとする。

(監査報告)

第7条 監査責任者は、監査報告書を作成し事務総長へ報告する。

- 2 監査責任者は、専務理事の指示があるときは、被監査部門およびその関係者に対して、監査報告書に基づく報告会を開催するものとする。

(監査責任者の責務)

第8条 監査責任者は、監査に係わるすべての事項を統括し監査人を代表するものとする。

- 2 監査責任者は、監査実施後、速やかに監査報告書を作成し所定の関係者にそれを配布しなければならない。

- 3 監査責任者は、監査の結果、監査人が問題あると判断した事項（指摘事項）、または、指摘事項のうち被監査部門の改善を要すると判断した事項に関する勧告（改善勧告）がある場合は、監査報告書にそれを正確かつ具体的に記載しなければならない。
- 4 監査責任者は、自らの判断に対する根拠を明らかにしなければならない。

（監査責任者の権限）

- 第9条 監査責任者は、監査の実施にあたって被監査部門へ資料の提出を求めることができる。
- 2 監査責任者は、改善勧告に関連して専務理事が被監査部門に改善を命令した事項について、当該被監査部門からその実施状況の報告を求めることができる。

（守秘義務）

- 第10条 監査人は、監査の実施により知り得た秘密を正当な理由なく第三者に開示し、または監査以外の目的に使用してはならない。
- 2 前項の規定は、その職務を離れた後も存続するものとする。

（監査倫理）

- 第11条 監査人は、客観的な評価者としての立場を堅持しなければならない。
- 2 監査人は、職務上の倫理的要請を自覚し、的確かつ誠実に監査を実践しなければならない。

（外部委託）

- 第12条 監査を外部の監査法人等に委託する場合は、契約書に監査方法、守秘義務、その他監査の公平性と客觀性の維持の条項を定め、適正な監査の委託を実施しなければならない。

（本規程の改廃）

- 第13条 本規程の改廃は、別途定める個人情報保護方針による。

附 則

本規程は、平成31年3月17日から施行する。

平成31年3月17日制定